

福岡県公報

平成24年12月7日
第3452号

目次

告示(第2014号-第2036号)

- 「福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック2011-」及び「福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック2011-普及版」の販売代金の収納の事務の委託 (自然環境課) …………… 1
- 国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) …………… 1
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) …………… 2
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) …………… 2
- 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 3
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 4
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) …………… 4
- 土地区画整理事業の換地処分の完了届出 (都市計画課) …………… 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 4
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 5
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 6
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 10
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 10
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) …………… 11
- 農業振興地域の区域の変更 (水田農業振興課) …………… 12

- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可の申請の概要 (環境保全課) …………… 14
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 15
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 15
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 16
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 16
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 16
- 都市計画の変更 (都市計画課) …………… 16

公 告

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) …………… 17
- 災害拠点病院の指定 (医療指導課) …………… 17
- 危険物取扱者試験の実施 (消防防災指導課) …………… 17

雑 報

告 示

福岡県告示第2014号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、「福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック2011-」及び「福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック2011-普及版」の販売代金の収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年12月7日

福岡県知事 小川 洋

委託先	所在地	委託期間
政府版行物普及株式会社	福岡市中央区天神四丁目5番17号	平成24年11月16日から 平成25年3月31日まで

福岡県告示第2015号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のように国土

調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成24年12月7日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
飯塚市	平成17年度から平成24年度まで	地籍図及び地籍簿	勢田の一部	平成24年11月26日
田川郡糸田町	平成22年度から平成23年度まで	地籍図及び地籍簿	自由が丘、宮床の各一部	平成24年11月26日

福岡県告示第2016号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成24年12月7日から同年12月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成24年12月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
太宰府都市計画道路
3・4・4号渡内家ノ前線の廃止
- 2 都市計画を変更する土地の区域
太宰府市青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、青山四丁目、高雄一丁目及び高雄二丁目の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
太宰府市都市整備課

福岡県告示第2017号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年12月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成24年11月22日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称（仮称）ドラッグストアモリ那珂川店
(2) 所在地 福岡県筑紫郡那珂川町松原598番1ほか
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
ナチュラル株式会社	福岡県朝倉市一ツ木 1148 番地の 1

- (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
ナチュラル株式会社	福岡県朝倉市一ツ木 1148 番地の 1

- 4 大規模小売店舗を新設する日
平成25年7月23日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,221平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
建物西側	48

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物南側	36

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物西側	40

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物敷地北側	5.84

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
ナチュラル株式会社	24時間営業	

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 建物敷地南西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後11時

福岡県告示第2018号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年12月7日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年11月26日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ベスト電器新宮店・本間ゴルフ新宮店・
(仮称)ブックエコ新宮店【新館】

(2) 所在地 福岡県糟屋郡新宮町大字三代壁塗965番1号

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前		変更後	
	開店時間	閉店時間	開店時間	閉店時間
株式会社ベスト電器	午前10時	午後9時	変更なし	
株式会社本間ゴルフ	午前10時	午後9時	変更なし	
株式会社アコア	午前10時	午後9時	24時間営業	

(2) 来客が駐車場を利用することのできる時間帯

変更前	変更後
午前9時30分～午後9時30分	24時間

福岡県告示第2019号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年12月7日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年11月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人おると

(2) 代表者の氏名

宮原 きよみ

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑紫郡那珂川町大字別所599番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、しょうがい児（者）と家族に対して、本人の意思を尊重する相談支援活動の実施をもとに、各関係機関、団体をつなぎ、その連携から、多面的で継続的な支援体制を目指します。その支援体制の中、我々は、余暇支援、自立生活支援を行うことで、こどもの健全育成を図り、地域社会の福祉推進をすすめることを目的にします。

また、しょうがいに関する情報の提供や様々な住民の参加・参画を促します。そのことにより、より深く、広く、共感と理解を広げ、ひいては社会教育の一翼を担うとともに、多くの理解者や支援者を育むことで、共生社会に向けたまちづくりに寄与することを目的にします。

将来的には、しょうがいに関する法に基づく事業や就労支援事業を行い、セーフティネットに寄与し、その役割を担うことを目的にします。

福岡県告示第2020号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年12月7日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字薦附3226番5、3227番5、3227番6、3228番4及び3229番

2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

飯塚市伊岐須486番地1

西日本ジェット・ライン株式会社

代表取締役 田邊 照美

福岡県告示第2021号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成24年12月7日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営岡田地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成24年12月7日から 平成25年1月11日まで	宮若市役所

福岡県告示第2022号

新宮都市計画事業沖田土地区画整理事業の施行者である新宮町沖田土地区画整理組合から、換地処分を完了した旨の届出が平成24年10月29日付けであったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により公告する。

平成24年12月7日

福岡県知事 小川 洋

福岡県告示第2023号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年12月7日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字苅田字餅田623番4から623番29まで、字提ヶ639番5から639番8まで、643番3、大字提字餅田624番1、624番3から624番10まで、字提640番3、640番6、644番9、644番10並びに大字雨窪字餅田632番2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

京都郡苅田町大字南原1685番7 1F

株式会社 万里不動産

代表取締役 藤川 敏

福岡県告示第2024号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年12月7日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
国作	京都郡みやこ町国作（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
妙見	京都郡みやこ町国作及び惣社（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中屋敷-2	京都郡みやこ町惣社（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中屋敷-1	京都郡みやこ町惣社（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宮ノ上-1	京都郡みやこ町徳政（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宮ノ上-2	京都郡みやこ町徳政（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宮ノ上-3	京都郡みやこ町徳政（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平-2	京都郡みやこ町上坂（別紙図面8に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平-1	京都郡みやこ町上坂（別紙図面9に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
苗字田-1	京都郡みやこ町上原（別紙図面10に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

苗字田-2	京都郡みやこ町上原（別紙図面11に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
台ヶ下(a)	京都郡みやこ町豊津（別紙図面12に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
台ヶ原下(A)-2	京都郡みやこ町豊津（別紙図面13に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
台ヶ原下(A)-1	京都郡みやこ町豊津（別紙図面14に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
光富西区(d)	京都郡みやこ町豊津及び光富（別紙図面15に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
台ヶ原下(B)	京都郡みやこ町豊津（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
峯-3	京都郡みやこ町光富（別紙図面17に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
峯-2	京都郡みやこ町光富（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
峯-1	京都郡みやこ町光富（別紙図面19に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
節丸(a)-2	京都郡みやこ町光富（別紙図面20に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
節丸(a)-1	京都郡みやこ町光富及び節丸（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
光富西区(a)	京都郡みやこ町光富（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
光富西区(b)	京都郡みやこ町光富（別紙図面23に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
光富西区-1	京都郡みやこ町光富（別紙図面24に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
光富西区(c)	京都郡みやこ町光富（別紙図面25に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
光富西区(e)	京都郡みやこ町光富（別紙図面26に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
節丸-1	京都郡みやこ町節丸（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
キト	京都郡みやこ町節丸（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
節丸(b)	京都郡みやこ町節丸（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

節丸(d)	京都郡みやこ町節丸（別紙図面30に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
節丸(f)	京都郡みやこ町節丸（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
節丸(k)	京都郡みやこ町節丸及び犀川犬丸（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
二月谷	京都郡みやこ町豊津（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
豊津-2	京都郡みやこ町豊津（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
緑ヶ丘-1	京都郡みやこ町豊津（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
豊津-1	京都郡みやこ町豊津（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
彦徳-1	京都郡みやこ町彦徳（別紙図面37に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高崎屋敷-5	京都郡みやこ町彦徳（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高崎屋敷-1	京都郡みやこ町彦徳（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高崎屋敷-2	京都郡みやこ町彦徳（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高崎屋敷-3	京都郡みやこ町彦徳（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高崎(a)	京都郡みやこ町彦徳（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高崎(b)	京都郡みやこ町彦徳（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
彦徳(e)	京都郡みやこ町彦徳（別紙図面44に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
熊本-2	京都郡みやこ町彦徳（別紙図面45に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
熊本-1	京都郡みやこ町彦徳（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
彦徳(d)	京都郡みやこ町彦徳（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
彦徳(b)	京都郡みやこ町彦徳（別紙図面48に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

吹揚-1	京都郡みやこ町彦徳（別紙図面49に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
吹揚-2	京都郡みやこ町彦徳（別紙図面50に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
吹揚-3	京都郡みやこ町彦徳（別紙図面51に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
吹揚-4	京都郡みやこ町彦徳（別紙図面52に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
吹揚-5	京都郡みやこ町彦徳（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
吹揚-6	京都郡みやこ町彦徳（別紙図面54に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
吹揚-7	京都郡みやこ町彦徳（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
彦徳-2	京都郡みやこ町彦徳（別紙図面56に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
彦徳-4	京都郡みやこ町彦徳（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
彦徳-3	京都郡みやこ町彦徳（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
彦徳(c)	京都郡みやこ町彦徳（別紙図面59に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
彦徳(a)-2	京都郡みやこ町彦徳（別紙図面60に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
彦徳(a)-1	京都郡みやこ町彦徳（別紙図面61に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面をみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第2025号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年12月7日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	自然現象により建築物に 作用すると想定される衝 撃に関する事項
国作	京都郡みやこ町国作 (別紙図面1に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表 のとおり
妙見	京都郡みやこ町国作 及び惣社(別紙図面 2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表 のとおり
中屋敷-2	京都郡みやこ町惣社 (別紙図面3に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表 のとおり
中屋敷-1	京都郡みやこ町惣社 (別紙図面4に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面4に記載する表 のとおり
宮ノ上-1	京都郡みやこ町徳政 (別紙図面5に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面5に記載する表 のとおり
宮ノ上-2	京都郡みやこ町徳政 (別紙図面6に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面6に記載する表 のとおり
宮ノ上-3	京都郡みやこ町徳政 (別紙図面7に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面7に記載する表 のとおり
平-2	京都郡みやこ町上坂 (別紙図面8に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面8に記載する表 のとおり
平-1	京都郡みやこ町上坂 (別紙図面9に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面9に記載する表 のとおり

苗字田-1	京都郡みやこ町上原 (別紙図面10に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面10に記載する表 のとおり
苗字田-2	京都郡みやこ町上原 (別紙図面11に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面11に記載する表 のとおり
台ヶ下(a)	京都郡みやこ町豊津 (別紙図面12に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面12に記載する表 のとおり
台ヶ原下(A)-2	京都郡みやこ町豊津 (別紙図面13に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面13に記載する表 のとおり
台ヶ原下(A)-1	京都郡みやこ町豊津 (別紙図面14に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面14に記載する表 のとおり
光富西区(d)	京都郡みやこ町豊津 及び光富(別紙図面 15に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面15に記載する表 のとおり
台ヶ原下(B)	京都郡みやこ町豊津 (別紙図面16に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面16に記載する表 のとおり
峯-3	京都郡みやこ町光富 (別紙図面17に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面17に記載する表 のとおり
峯-2	京都郡みやこ町光富 (別紙図面18に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面18に記載する表 のとおり
峯-1	京都郡みやこ町光富 (別紙図面19に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面19に記載する表 のとおり

節丸(a)-2	京都郡みやこ町光富 (別紙図面20に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面20に記載する表 のとおり
節丸(a)-1	京都郡みやこ町光富 及び節丸(別紙図面 21に示す区域のと おり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面21に記載する表 のとおり
光富西区(a)	京都郡みやこ町光富 (別紙図面22に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面22に記載する表 のとおり
光富西区(b)	京都郡みやこ町光富 (別紙図面23に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面23に記載する表 のとおり
光富西区-1	京都郡みやこ町光富 (別紙図面24に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面24に記載する表 のとおり
光富西区(c)	京都郡みやこ町光富 (別紙図面25に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面25に記載する表 のとおり
光富西区(e)	京都郡みやこ町光富 (別紙図面26に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面26に記載する表 のとおり
節丸-1	京都郡みやこ町節丸 (別紙図面27に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面27に記載する表 のとおり
キト	京都郡みやこ町節丸 (別紙図面28に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面28に記載する表 のとおり
節丸(b)	京都郡みやこ町節丸 (別紙図面29に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面29に記載する表 のとおり

節丸(d)	京都郡みやこ町節丸 (別紙図面30に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面30に記載する表 のとおり
節丸(f)	京都郡みやこ町節丸 (別紙図面31に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面31に記載する表 のとおり
節丸(k)	京都郡みやこ町節丸 及び犀川犬丸(別紙 図面32に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面32に記載する表 のとおり
二月谷	京都郡みやこ町豊津 (別紙図面33に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面33に記載する表 のとおり
豊津-2	京都郡みやこ町豊津 (別紙図面34に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面34に記載する表 のとおり
緑ヶ丘-1	京都郡みやこ町豊津 (別紙図面35に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面35に記載する表 のとおり
豊津-1	京都郡みやこ町豊津 (別紙図面36に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面36に記載する表 のとおり
彦徳-1	京都郡みやこ町彦徳 (別紙図面37に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面37に記載する表 のとおり
高崎屋敷-5	京都郡みやこ町彦徳 (別紙図面38に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面38に記載する表 のとおり
高崎屋敷-1	京都郡みやこ町彦徳 (別紙図面39に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面39に記載する表 のとおり

高崎屋敷-2	京都郡みやこ町彦徳 (別紙図面40に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面40に記載する表 のとおり
高崎屋敷-3	京都郡みやこ町彦徳 (別紙図面41に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面41に記載する表 のとおり
高崎(a)	京都郡みやこ町彦徳 (別紙図面42に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面42に記載する表 のとおり
高崎(b)	京都郡みやこ町彦徳 (別紙図面43に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面43に記載する表 のとおり
彦徳(e)	京都郡みやこ町彦徳 (別紙図面44に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面44に記載する表 のとおり
熊本-2	京都郡みやこ町彦徳 (別紙図面45に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面45に記載する表 のとおり
熊本-1	京都郡みやこ町彦徳 (別紙図面46に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面46に記載する表 のとおり
彦徳(d)	京都郡みやこ町彦徳 (別紙図面47に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面47に記載する表 のとおり
彦徳(b)	京都郡みやこ町彦徳 (別紙図面48に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面48に記載する表 のとおり
吹揚-1	京都郡みやこ町彦徳 (別紙図面49に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面49に記載する表 のとおり

吹揚-2	京都郡みやこ町彦徳 (別紙図面50に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面50に記載する表 のとおり
吹揚-3	京都郡みやこ町彦徳 (別紙図面51に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面51に記載する表 のとおり
吹揚-4	京都郡みやこ町彦徳 (別紙図面52に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面52に記載する表 のとおり
吹揚-5	京都郡みやこ町彦徳 (別紙図面53に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面53に記載する表 のとおり
吹揚-6	京都郡みやこ町彦徳 (別紙図面54に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面54に記載する表 のとおり
吹揚-7	京都郡みやこ町彦徳 (別紙図面55に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面55に記載する表 のとおり
彦徳-2	京都郡みやこ町彦徳 (別紙図面56に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面56に記載する表 のとおり
彦徳-4	京都郡みやこ町彦徳 (別紙図面57に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面57に記載する表 のとおり
彦徳-3	京都郡みやこ町彦徳 (別紙図面58に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面58に記載する表 のとおり
彦徳(c)	京都郡みやこ町彦徳 (別紙図面59に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面59に記載する表 のとおり

彦徳(a)-2	京都郡みやこ町彦徳 (別紙図面60に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面60に記載する表 のとおり
彦徳(a)-1	京都郡みやこ町彦徳 (別紙図面61に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面61に記載する表 のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面をみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第2026号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年12月7日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンタートライアル田川西店
- (2) 所在地 福岡県田川市大字位登1767-1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

・ 出店に関する説明会においても住民から意見がなされているように、出店予定地周辺は、狭隘な道路が多く一般車両、来店者車両、事業所関係車両等の通行により、特に週末など混雑することが予想される。

このことから、開店直後のみならず交通事故防止対策に関して特段の配慮を要望する。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

・ 猪位金小学校、猪位金中学校の児童生徒の通学等に危険のないように、配送トラック等の走行ルート、時間帯等、その運用について、十分な配慮をお願いした

い。また、駐車場の利用マナーを徹底し、店舗敷地内での事故が起こらないよう、徹底した配慮を要望する。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 防災・防犯対策への協力

・ 児童生徒が店舗内、駐車場等で事件等に巻き込まれることも考えられる。店舗内、駐車場に常時巡回員を配置、警察等との連携を取りながら十分に対応することを要望する。

・ 現在、市内にはコンビニエンスストアを中心に多くの24時間営業を実施している。説明会でも住民から意見が出されているが、一部の若者が寄り集まっているところも見受けられるため、関係機関と連携しながら対応することを要望する。

(5) 騒音の発生に係る事項

意見なし

(6) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(7) 街並みづくり等への配慮等

・ 本出店箇所は、梅雨時期の大雨時には冠水がある場所なので整地の高さ雨水対策等（駐車場の舗装を透水性にする、調整池を整備する等）、十分な対応を要望する。

・ 本市では、第5次総合計画に基づき良好な景観形成の推進に努めている。ついでには、店舗出店に係る屋外広告物の設置及び掲示については福岡県屋外広告物条例を遵守するとともに、交通安全や周辺環境に配慮した広告活動を要望する。

・ 駐車場、店舗等の夜間照明については、照度や照明の方向によって、農作物の生育障害等の原因となる恐れがあり、過去に深夜営業の店舗の夜間照明によるトラブルが発生しているため、農地（水田）と隣接している箇所について配慮することを要望する。

福岡県告示第2027号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の

規定による届出について、法第8条第2項の規定に基づき住民から述べられた意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年12月7日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンタートライアル田川西店
 (2) 所在地 福岡県田川市大字位登1767-1

2 法第8条第2項の規定に基づき住民から述べられた意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

県道485号線が、アラキスポーツ店より位登産業入口間で、道幅が両側一車線です。今時点でも車両が多く、住民は通行・歩行の危険を感じています。道路の拡幅、歩道の設置をお願いします。

し尿処理場乙女環境センターより田川自動車整備工場の市道が狭く、離合が困難です。拡幅をお願いします。

下位登公民館前の交差点に、信号機の設置をお願いします。カーブで坂道のため見通しが悪い

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 防災・防犯対策への協力

この地区は、小・中学生の非行は殆どなく優秀な地区です。今後他地区の子どもとの接点が増えると予想され、非行発生の恐れがあります。閉店時間を午後10時をお願いします。

(5) 騒音の発生に係る事項

意見なし

(6) 廃棄物に係る事項等

当地区は農業地域でありまして、排水予定水路は農業水路であります。排水基準を農林水産省基準のとおり実行してください。

(7) 街並みづくり等への配慮等

当地区は周辺美化運動を年間3回実施しています。実施月は5月、7月、10月です。トライアルにも周辺美化に協力してください。

夜間照明は農作物の生育に影響しますので、光源を落としてください。

(8) その他

今後工事中、開店後は色んなクレームが発生すると思われます。対応窓口、担当者を明らかにしてください。

福岡県告示第2028号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成24年12月7日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	32	福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行本店ほか54箇所 (今回変更した売りさばき所)	平成25年1月21日
旧			福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行本店ほか54箇所 (今回変更した売りさばき所)	

福岡県告示第2029号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和48年10月福岡県告示第1063号）により指定した田川農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

なお、その関係図面は、福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県飯塚農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成24年12月7日

福岡県知事 小川 洋

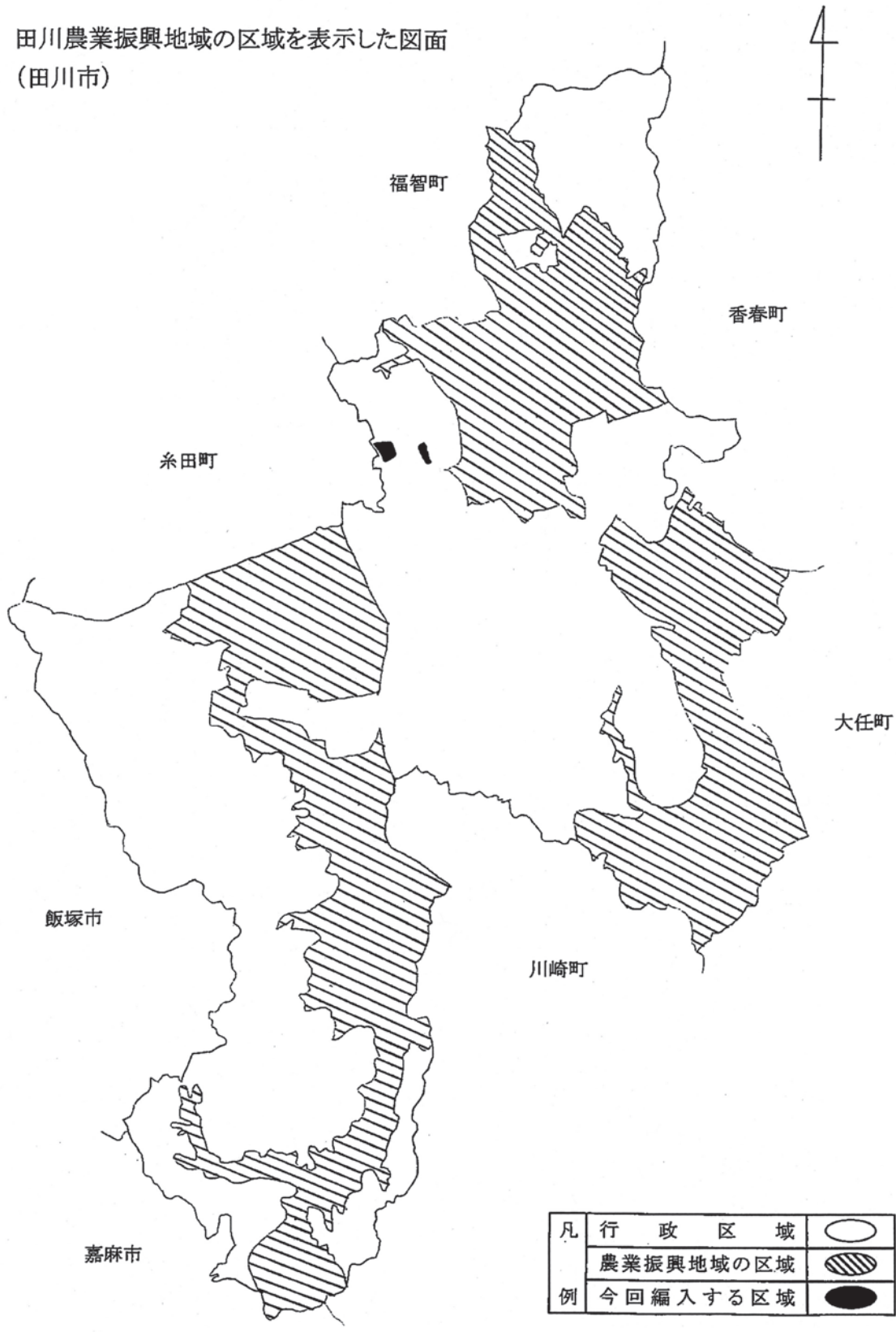
1 農業振興地域名

田川地域

2 変更後の農業振興地域の範囲

次の図面の斜線部分及び黒色部分に該当する土地の区域

田川農業振興地域の区域を表示した図面
(田川市)



凡	行 政 区 域	
	農 業 振 興 地 域 の 区 域	
例	今 回 編 入 す る 区 域	

福岡県告示第2030号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成24年12月7日から平成24年12月27日までの間、福岡県環境部環境保全課及び行橋市環境水道部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成24年12月7日

福岡県知事 小川 洋

1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

住 所 東京都板橋区三園1丁目19番1号

名 称 医療法人 社団 翠会

代表者の氏名 理事長 新貝 憲利

2 事業場の所在地及び名称

所 在 地 行橋市北泉3丁目11-1

名 称 医療法人 社団 翠会 行橋記念病院

3 設置しようとする特定施設に関する事項

種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の72に掲げる施設
能 力	1029人 250m ³ /日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	平成25年5月1日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	平成25年9月30日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	平成25年10月1日
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間
使用時間の季節的変動の概要	無

特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8～8.6	
生物化学的酸素要求量(mg/l)	10	15	
化学的酸素要求量 (mg/l)	15	20	
浮遊物質 (mg/l)	20	25	
窒素含有量 (mg/l)	15	20	
りん含有量 (mg/l)	2	4	
大腸菌群数 (個/cm ³)	3000個以下	3000個以下	
汚水量 (m ³ /日)	195	250	

4 設置（構造等を変更）しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

種 類	合併浄化槽
型 式	ATC - Z250
構 造	鉄筋コンクリート造
主 要 寸 法	L = 21.25m W = 8.85m H = 7.5m
能 力	1029人 250m ³ /日
処 理 方 式	凝集剤直接添加ATコントローラ式間欠ばっ気活性汚泥法
工 事 着 手 予 定 年 月 日	平成25年5月1日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	平成25年9月30日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	平成25年10月1日
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間
使用時間の季節的変動の概要	無

汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項目	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	6.9～7.5		5.8～8.6	
	生物化学的酸素要求量(mg/ℓ)	320	350	10	15
	化学的酸素要求量(mg/ℓ)	90	100	15	20
	浮遊物質質量(mg/ℓ)	230	250	20	25
	窒素含有量(mg/ℓ)	50	60	15	20
	りん含有量(mg/ℓ)	6	10	2	4
	大腸菌群数(個/cm ³)	—	—	3000以下	3000以下
	汚水量(m ³ /日)	195	250	195	250

5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排出水の排水口	項目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大
当該排水口における汚染状態の通常値及び最大の値	水素イオン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量(mg/ℓ)	10以下	10	10	15
	化学的酸素要求量(mg/ℓ)	15	20	15	20
	浮遊物質質量(mg/ℓ)	20	25	20	25
	窒素含有量(mg/ℓ)	24	40	15	20
	りん含有量(mg/ℓ)	4	6	2	4
	大腸菌群数(個/cm ³)	—	—	3000以下	3000以下
	汚水量(m ³ /日)	142	150	195	250

福岡県告示第2031号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年12月7日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市太郎丸字森の前1280番1、1281番、1283番1、1284番1、1285番1、1285番3、1286番1、1286番5、1287番1、1288番1、1288番2、1289番、1300番5、1300番6及び1557番2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

株式会社 ニトリ

代表取締役 似鳥 昭雄

福岡県告示第2032号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年12月7日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

豊前市大字畑29の20、29の21、29の36、29の37

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2033号

道路法（昭和27年法律第180号）第18号第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成24年12月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	勝浦線 宗像	前	福津市奴山1211番2先から 福津市奴山1241番1先まで	11.6 ～ 16.4	140.0
			後	福津市奴山1211番2先から 福津市奴山1241番1先まで	11.6 ～ 12.6	140.0

福岡県告示第2034号

道路法（昭和27年法律第180号）第18号第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成24年12月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

南筑後	県道	大牟田 高田線	前	大牟田市大字岩本1070番先から 大牟田市大字岩本2195番1先まで	6.6 ～ 8.6	189.4
			前	大牟田市大字岩本1070番先から 大牟田市大字岩本2195番1先まで	7.2 ～ 37.4	202.0
			後	大牟田市大字岩本1070番先から 大牟田市大字岩本2195番1先まで	6.6 ～ 8.6	189.4
			後	大牟田市大字岩本1070番先から 大牟田市大字岩本2195番1先まで	7.2 ～ 37.4	202.0

福岡県告示第2035号

道路法（昭和27年法律第180号）第18号第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年12月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成24年12月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	大牟田 高田線	大牟田市大字岩本1156番6先から 大牟田市大字岩本2195番1先まで

福岡県告示第2036号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成24年12月7日

福岡県知事 小川 洋

飯塚都市計画道路を変更（飯塚都市計画道路3・4・6号新飯塚潤野線の変更）

公 告

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第13号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成24年12月7日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社木原総業

(2) 所在地

福岡県久留米市三潞町玉満1732番地の7

(3) 代表者

代表取締役 木原 丈博

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成24年11月21日

4 処分の理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の10に規定する使用人が、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニに該当するに至り法第14条の3の2第1項第4号に該当するため

公告

災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るため、平成24年11月27日付けで次の病院を災害拠点病院として指定したので、公告する。

平成24年12月7日

福岡県知事 小川 洋

災害拠点病院の区分	病院の名称	所在地
地域災害医療センター	福岡県済生会二日市病院	筑紫野市湯町3-13-1
地域災害医療センター	小波瀬病院	京都郡苅田町大字新津1598

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の第1項の規定に基づき福岡県知事から委任された危険物取扱者試験について、次のとおり公示する。

平成24年12月7日

財団法人消防試験研究センター 理事長 鈴木 良一

1 試験種類

甲種、乙種（第一種、第二種、第三種、第四種、第五種、第六種）及び丙種

2 受験地、試験会場、実施年月日

受験地	試験会場	実施年月日
北九州地区	北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8 九州共立大学	平成25年3月3日（日曜日） 午前10時から
福岡地区	福岡市城南区七隈8-19-1 福岡大学	
筑後地区	久留米市御井町1635 久留米大学御井学舎	
筑豊地区	田川市伊田4395 福岡県立大学	

3 受験申請期間及び受験申請先

申請方法	受験申請期間	受 験 申 請 先	摘 要
書 面 申 請	平成24年12月20日から 平成25年1月16日まで (締切日消印有効)	(財)消防試験研究センター福岡県支 部 福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階	郵送または窓 口へ持参
電 子 申 請	平成24年12月17日9時 から 平成25年1月13日17時 まで	(財)消防試験研究センター <ホームページアドレス> http://www.shoubo-shiken.or.jp	

4 受験願書等の配置場所

(財) 消防試験研究センター福岡支部及び福岡県内各消防本部

5 問合せ先

(財) 消防試験研究センター福岡支部

郵便番号 812-0034

福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階

電話番号 092-282-2421